

UPKI オープンドメイン証明書自動発行検証プロジェクト参加要領

〔平成 21 年 4 月 1 日〕
学術情報ネットワーク運営・連携本部決定
改正 平成 24 年 3 月 22 日

(目的)

第1条 この要領は、国立情報学研究所（以下「研究所」という。）学術情報ネットワーク運営・連携本部認証作業部会（以下「部会」という。）が実施する「UPKI オープンドメイン証明書自動発行検証プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）へ参加するために必要な事項を定める。

(プロジェクト概要)

第2条 本プロジェクトは、部会が推進する UPKI 事業の一環として、大学等の機関と連携し、サーバ証明書発行プロセスの学術機関最適化および自動化について検証を行うものである。

(認証局)

第3条 本プロジェクトがサーバ証明書を発行する認証局は、研究所が運用する「国立情報研究所 オープンドメイン認証局 2」（以下「オープンドメイン認証局」という。）とする。オープンドメイン認証局は、上位に WebTrust for CA 規準の認定を取得したセコムトラストシステムズ(株)の「Security Communication Root CA1」をルート認証局として、当該ルート認証局から下位認証局証明書の発行を受けるものとする。

(参加機関)

第4条 本プロジェクトへ参加できる者は、次の各号の一に該当する者（以下「機関」という。）とする。

- 一 学術情報ネットワークに加入する大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関
- 二 学術情報ネットワークに加入する大学共同利用機関法人、独立行政法人、地方独立行政法人、学校法人、公益法人、一般財団法人、一般社団法人または国公立試験研究機関
- 三 日本学術会議協力学術研究団体で、本プロジェクトが対象とするドメイン名を保有し部会が認めた団体
- 四 前一号または二号に該当する機関の長が設置する組織で、本プロジェクトが対象とするドメイン名を保有し、当該ドメイン名でのサーバ証明書の利用が必要であると部会が特に認めたもの

(参加申請)

第5条 本プロジェクトに参加しようとする者は、部会が別に定める方法により事務局へ参加の申請を行い、参加の承認を得るものとする。

(承諾事項)

第6条 本プロジェクトへ参加する者は、次の各号に定める規程等を十分に理解し承諾するものとする。なお、これらの規程等は部会が別に用意するホームページで公開するものとする。

- 一 国立情報学研究所オープンドメイン認証局 2 証明書ポリシー(Certificate Policy)
- 二 本プロジェクト電子認証基盤認証運用規程(Certification Practice Statement)
- 三 本プロジェクト参加要領
- 四 本プロジェクトの参加に関する事務手続き要領
- 五 本プロジェクトサーバ証明書利用についての申合せ
(参加体制)

第7条 本プロジェクト参加のため、参加機関毎に次の各号の者をおくこと。

- 一 機関責任者
- 二 登録担当者
- 三 加入者
(機関責任者)

第8条 機関責任者は、参加機関が第4条一号または二号に定めるものの場合は、当該機関に所属する課長職以上もしくは准教授相当以上の者、三号に定めるものの場合は、当該機関に所属する理事相当以上の者、四号に定めるものの場合は、それを設置した機関に所属する課長職以上もしくは准教授相当以上の者であること。なお、機関責任者は参加機関毎に1名とする。

(登録担当者)

第9条 機関責任者は、証明書発行にかかる業務連絡等を担当する登録担当者を任命すること。

2 機関責任者は、登録担当者の業務を分担する複数の登録担当者を任命することができる。

(加入者)

第10条 登録担当者が担当する部局等が保有するサーバを管理・運用し、サーバ証明書を使用する者(以下「加入者」という。)は、登録担当者を通じて本プロジェクトに対してサーバ証明書の発行・失効・更新等を申請を行い、使用することができる。なお、加入者は、参加機関の常勤の教職員でなければならない。ただし、常勤の教職員がサーバ管理等を外部委託している場合は、委託している常勤教職員を加入者とすることができる。

(成果の報告)

第11条 プロジェクトに参加する者は、部会が別に定める事項について成果報告を行わなければならない。

(機密保持)

第12条 部会及びプロジェクトに参加する者は、本プロジェクト参加のため知り得た相

手方の機密情報を、本プロジェクト終了後においても第三者へ漏らしてはならない。

- 2 部会は、本プロジェクトにより知り得た個人情報、法令等に基づき適切に取り扱うものとする。ただし、本プロジェクトの運営により得られた成果については、機関名及び個人名を除いたうえで利用・公開できるものとする。
- 3 部会は、個人情報保護を目的として個人情報保護管理者を選任し、本プロジェクト運営に関わる者に対して、関連する法令を遵守させることとする。
- 4 本プロジェクトで使用するオープンドメイン認証局の運用は、部会が別に定めた者へ委託できるものとする。

(秘密鍵の管理)

第13条 加入者は、サーバ証明書発行のために作成した鍵ペアの管理・保管については加入者の責任において行うものとし、秘密鍵が漏洩した場合は証明書の使用を直ちに中止し、その旨を登録担当者へ報告しなければならない。加入者からの報告を受けた登録担当者は、速やかに部会へ証明書の失効を届け出なければならない。秘密鍵漏洩・紛失により発生した事故について、部会は一切の責任を負わない。

(サーバ証明書に対する責任)

第14条 本プロジェクトで発行するサーバ証明書により事故が発生した場合、部会は発行したサーバ証明書に瑕疵があった場合を除き、一切の責任を負わない。

(権利・義務の譲渡禁止)

第15条 プロジェクトに参加する者及び部会は、相手方の事前の文書の合意なしに本プロジェクトに関する権利・義務を第三者に譲渡することはできない。

(プロジェクトからの除名)

第16条 本プロジェクト参加申請に虚偽があったと認められる場合及び本プロジェクトの権利・義務を第三者に譲渡したと認められる場合、部会は当該参加者を本プロジェクトから除名し、発行したサーバ証明書を全て失効させることができる。

(プロジェクト実施期間)

第17条 本プロジェクトは、本要領が施行された日から平成27年3月31日までの間実施する。ただし、何らかの理由により本プロジェクトが継続できなくなった場合、期間終了前でも終了することがある。

(記録保管)

第18条 プロジェクト参加申請書と確認実施手順調査票及びプロジェクト参加期間中に取り扱った各種申請書一式とこれらに対応する完了通知一式は、第17条に定める期間において各機関で保管しなければならない。

(規程の変更)

第19条 部会は、参加者に事前に通告することなく、合理的な範囲でこの要領を変更することができるものとする。ただし、変更内容については参加者に対してメールで通知するものとする。

(協議事項)

第20条 この要領の取り決めについて取り決めのない事項が生じた場合，参加機関及び部会は誠意を持って協議を行い，これを解決するものとする。

(雑則)

第21条 この要領に定めるもののほか，本プロジェクト運営に必要な事項については，部会が別に定める。

附 則

この要領は，平成21年4月1日から実施する。

この要領は，平成24年3月22日から実施する。